

①国名	Taiwan (TW) (台湾)				
②名称	Ministry of Economic Affairs (MOEA) / Intellectual Property Office (TIPO)				
③所在地	3F, 185, Sec. 2, Sec. 2, Xinhai (Xinhai) RD., Da-an District, Taipei 106, Taiwan				
④連絡先	(電話) (886 2)2738-0007 (FAX) (886 2)2377-9875 (E-mail) ipo@tipo.gov.tw (internet) <a href="https://www.tipo.gov.tw/en/mp-2.html">https://www.tipo.gov.tw/en/mp-2.html</a>				
⑤組織の長	Director General : Dr. Cheng-Wei Liao				
⑥沿革	<p>(1) 1942年に専利法(特許法)草案が作成され、1949年1月1日に特許法及び施行規則が施行された。</p> <p>(2) 1979年に特許法が改正され、特許権の適用範囲が「工業」から「産業」に拡大された。また、絶対的な新規性が採用されるとともに、進歩性が特許要件の1つとなった。さらに、動植物及び微生物の新品種が非特許対象となった。</p> <p>(3) 1986年の改正により、化学品、医薬品及びその用途に特許が付与されることになった。</p> <p>(4) 2004年の改正により、国内優先権主張制度、出願公開制度、実体審査請求制度及び優先審査制度が導入され、異議申立制度が廃止された。また、実用新案は方式審査のみとなり、新しい実用新案登録制度が採用された。</p> <p>(5) 我が国は台湾との間で締結された互惠条約により1996年2月1日より優先権主張出願ができるようになった。台湾のWTO加盟以降は、互惠条約がなくても、WTO加盟国国民は内国民待遇を受けることができるようになった。</p> <p>(6) 台湾の専利法(特許、実用新案及び意匠を含む)は数度にわたる改正が行われた。特に、1994年1月1日に施行された1994年の改正により、改正法がTRIPSに従ったものとなっている。</p> <p>(7) オンライン出願計画が2003年1月から開始され、2006年12月に公聴会が開催された。そして、特許・実用新案・意匠・商標の電子出願の受理が2008年8月26日からスタートした。</p> <p>(8) 知慧財産権法院(知的財産裁判所)を設立する法律が2007年3月7日に立法院を通過した。この法律に基づいて、2008年7月1日に知的財産裁判所設置された。これにより、知的財産関係の裁判は、知的財産裁判所において行なわれることになる。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品表示、半導体集積回路の回路配置の保護法、公正取引				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
			2002/1/1		

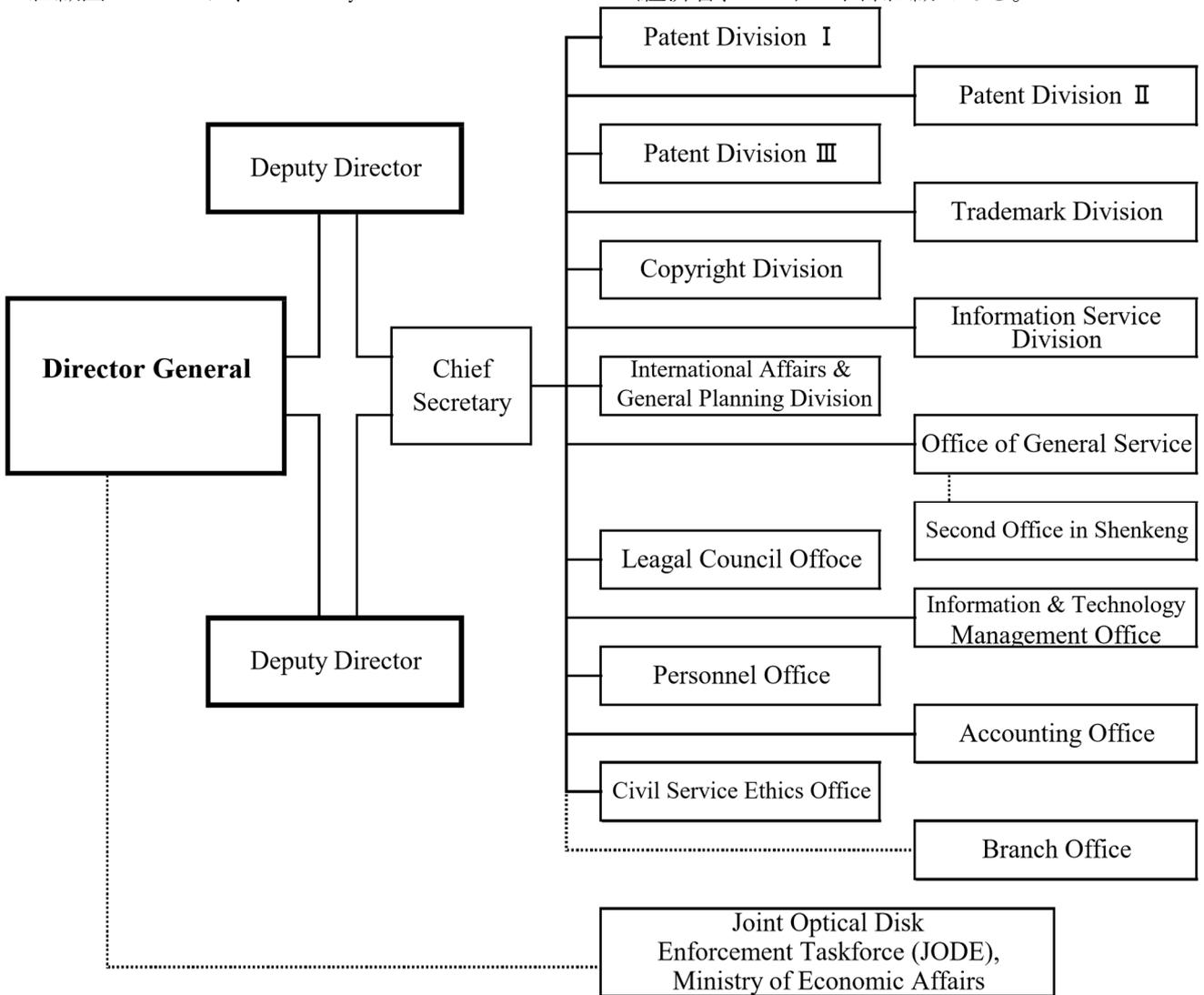
①国名	Taiwan (TW) (台湾)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	46,664	49,116	50,242	50,854
		(内 外国出願)	27,652	29,569	30,842	31,220
		(内日本から)	12,110	12,221	12,078	12,505
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数	17,555	15,796	14,662	14,466
		(内 外国出願)	1,110	1,253	993	1,157
	意匠	全数	8,019	7,701	7,155	7,287
		(内 外国出願)	4,072	4,167	3,744	3,850
		(内日本から)	1,071	1,042	998	937
	商標	全数	94,089	95,917	94,778	91,535
		(内 外国出願)	21,919	22,543	20,452	19,575
		(内日本から)	4,013	3,437	3,546	3,007
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	33,811	36,576	37,175	39,253
		(内 外国出願)	19,825	21,181	21,276	22,713
		(内日本から)	8,674	9,082	8,990	9,640
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数	17,489	15,742	14,212	14,035
		(内 外国出願)	1,144	1,187	1,098	928
	意匠	全数	7,419	7,158	6,627	6,410
		(内 外国出願)	4,068	3,847	3,711	3,262
		(内日本から)	1,120	999	944	865
	商標	全数	78,849	81,460	79,400	75,493
(内 外国出願)		22,113	19,389	19,088	16,747	
(内日本から)		4,115	3,301	2,967	2,748	
出典： TIPO HP の Annual Statistics						

①国名

Taiwan (TW) (台湾)

⑫ 組 織

<組織図> TIPOは、Ministry of Economic Affairs (経済省、MOEA)の下部組織である。



(出典)： 台湾特許庁(TIPO)のHP

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年5月4日施行 (2022年改正専利法) (台湾では、(発明)特許、実用新案及び意匠を総じて「専利」と称し、法律上は「専利法」と規定されている。)
	③地理的効力の範囲	台湾 (澎湖、金門及び馬祖諸島を含む)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者、承継人(自然人、法人)及び中国大陸人民 (専利法第5条)
	⑥出願言語	中国語または外国語 (英語、日本語など9種を含む)。なお、外国語の場合、指定期間内に中国語の翻訳文の提出が必要である。 (専利法第25条、専利法施行細則第3条、審査基準第1編第2章7.2、同基準第5章2)
	⑦現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。「中華民国内」(台湾)に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。(専利法第11条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	公告日から効力が発生し、出願日から20年。(専利法第52条) 医薬、農薬の製造方法の特許は最長5年延長できる。(専利法第53条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物(専利法第22条)
	⑩グレース・リフト	次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12か月。 (1)出願人の意図による開示 (2)出願人の意図に反する開示 (3)上記(1)について、台湾又は外国での専利出願による公開の場合を除く。(専利法第22条)
	⑪非特許対象	(1)自然法則を利用した技術的思想の創作(専利法第21条)に該当しないもの。 (2)動物、植物及び動物、植物を生産する主な生物学的な方法(但し、微生物学的な方法を除く)(専利法第24条(1)) (3)人間又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。(専利法第24条(2)) (4)公序良俗を害するもの。(専利法第24条(3))
	⑫実体審査の有有及び審査事項	有。産業上の利用可能性、新規性、進歩性、単一性、明細書の記載、先願などの特許要件について審査される。 (専利法第38条、第46条)
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も出願日から3年以内(分割または変更出願は30日以内)に請求できる。審査請求をしなかったときは、当該出願は取下げたものとみなされる。(専利法第38条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。専利出願の公開後に、出願人でない者が商業上の実施をしているときは、優先審査を請求することができる。この優先審査を請求するときは、これに関する証明書を提出しなければならない。 (専利法第40条) PPH(特許審査ハイウェイプログラム)利用可能
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (専利法第37条)
⑯異議申立制度の有無	無。	
⑰無効審判制度の有無	有。何人も専利(特許)の無効を請求することができる。 (専利法第71条)	
⑱実施義務	無。なお、次の場合、請求により「強制実施権」が設定される可能性がある： (1)公益の促進 (専利法第87条(1)) (2)後の重要な技術改良発明の実施により侵害不可避 (専利法第87条(2)) (3)競争制限または不正競争に係る処分を受けたとき (専利法第87条(3)) (4)国際医療協力のために医薬品の供給 (専利法第90条)	

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
	⑱費用単位 台湾ドル (TW\$)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、標準(紙出願)/E-filing</p> <p>出願料            3500 / 2900 NT\$</p> <p>審査請求料        7,000 NT\$</p> <p>800 NT\$ (クレームが10項を超える場合、各項につき)</p> <p>500 NT\$ (図面、明細書が50頁を超える場合、各50頁につき)</p> <p>特許(証書)発行料 1,000 NT\$</p> <p>[専利権(特許)の維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <p>1-3年次            2,500 NT\$(毎年)</p> <p>4-6年次            5,000 NT\$(毎年)</p> <p>7-9年次            8,000 NT\$(毎年)</p> <p>10年次以降        16,000 NT\$(毎年)</p>
	⑳料金減免措置の有無	有。専利(特許)権者が自然人、学校又は中小企業であるときは、特許年金の減額又は免除を請求することができる。(専利法第95条)
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。 ※PCT未加盟

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
実用新案	②最新実用新案の施行年月日	法 2022 年 5 月 4 日施行 (2022 年改正専利法) (専利法の中に、実用新案を「新案専利」として規定されている。)
	③地理的効力の範囲	台湾 (澎湖、金門及び馬祖諸島を含む)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者、承継人(自然人、法人)及び中国大陸人民 (専利法第 5 条)
	⑥出願言語	中国語または外国語 (英語、日本語など 9 種を含む)。なお、外国語の場合、指定期間内に中国語の翻訳文の提出が必要である。 (専利法第 106 条、専利法施行細則第 3 条、審査基準第 1 編第 2 章 7.2、同基準第 5 章 2)
	⑦現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。「中華民国内」(台湾)に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。(専利法第 11 条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	公告日から効力が発生し、出願日から 10 年。 (専利法第 114 条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (専利法第 120 条で準用する第 22 条)
	⑩グレース・リフト	次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から 12 月。 (1) 出願人の意図による開示 (2) 出願人の意図に反する開示 (3) 上記(1)について、台湾又は外国での専利出願による公開の場合を除く。(専利法第 120 条; 同法第 22 条準用)
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する考案 (2) 物品の形状、構造又は組合せに属さない場合 (専利法第 105 条、同法第 112 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も専利 (実用新案) の無効を請求することができる。 (専利法第 120 条; 同法第 71 条準用)
	⑱実施義務	無。なお、次の場合、請求により「強制実施権」が設定される可能性がある： (1) 公益の促進 (専利法第 87 条(1)) (2) 後の重要な技術改良発明の実施により侵害不可避 (専利法第 87 条(2)) (3) 競争制限または不正競争に係る処分を受けたとき (専利法第 87 条(3)) (4) 国際医療協力のために医薬品の供給 (専利法第 90 条) (専利法第 120 条; 同法第 87 条、第 90 条準用)

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
	⑱費用単位 TW\$ (台湾ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、 標準(紙出願)/E-filing 出願料 3000 / 2400 NT\$ [専利権 (実用新案) の維持に掛かる費用] 年金 1-3 年次 2,500 NT\$(毎年) 4-6 年次 4,000 NT\$(毎年) 7 年次及びその後 8,000 NT\$(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	有。専利 (特許 ; 実用新案同) 権者が自然人、学校又は中小企業であるときは、特許年金の減額又は免除を請求することができる。(専利法第 120 条 ; 同法第 95 条準用)
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。 ※PCT 未加盟 (注) 実用新案の専利権者が実用新案専利権を行使するときは、警告するため、実用新案登録に関する「技術報告書」を提示しなければならない。(専利法第 116 条)

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年5月4日施行 (2022年改正専利法) (専利法の中に、意匠を「設計専利」として規定されている。)
	③地理的効力の範囲	台湾 (澎湖、金門及び馬祖諸島を含む)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者、承継人(自然人、法人)及び中国大陸人民 (専利法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。「中華国内」(台湾)に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。(専利法第11条)
	⑦出願言語	中国語または外国語(英語、日本語など9種を含む)。なお、外国語の場合、指定期間内に中国語の翻訳文の提出が必要である。 (専利法第125条、専利法施行細則第3条、審査基準第1編第2章7.2、同基準第5章2)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	公告日から効力が発生し、出願日から15年 (専利法第135条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(専利法第122条)
	⑩グレース・リフト	次の事項が規定されている。期間はいずれも開示日から6月。 (1)出願人の意図による開示又は出願人の意図に反する開示 (2)上記(1)について、台湾又は外国での専利出願による公開の場合を除く。(専利法第122条)
	⑪不登録対象	(1)単に機能上不可欠な物品造形 (専利法第124条(1)) (2)単なる芸術創作 (専利法第124条(2)) (3)集積回路の回路配置及び電子回路配置 (専利法第124条(3)) (4)公序良俗を害する物品 (専利法第124条(4)) (5)産業上利用できない意匠 (専利法第122条) 注:アイコン及びGUIは意匠登録できる。(専利法第121条)
	⑫実体審査の有無	有。 ※方式審査の次に、産業上の利用可能性、新規性、創作非容易性、先願、明細書等の記載明確性などについて審査される。 (専利法第122条、同法第123条、第126条、第134条及び第142条;同法第46条第2項準用など)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 ※物品の「一部」について意匠出願することができる。 (専利法第121条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 ※二つ以上の類似する意匠を関連意匠として出願することができる。(専利法第127条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 ※類似する物品であって、慣習上組物全体として販売・使用されるものは組物として出願することができる。(専利法第129条)
	⑱意匠分類	有。 ※国際意匠分類表(ロカルノ分類表)を採用している。 (専利法第129条、専利法施行細則第57条)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
㉑異議申立制度の有無	無。	
㉒無効審判制度の有無	有。何人も専利(意匠)の無効を請求することができる。 (専利法第141条)	
㉓登録表示義務	有。登録表示は義務付けられている。 (専利法第142条;同法第98条準用)	

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
	④費用単位 台湾ドル(TW\$)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、 標準(紙出願)/E-filing 出願料                    3000 / 2400 NT\$</p> <p>[専利権 (意匠) の維持に掛かる費用]</p> <p>1-3 年次                    800 NT\$(毎年) 4-6 年次                    2,000 NT\$(毎年) 7 年次及びその後        3,000 NT\$(毎年)</p>
	⑤料金減免措置の有無	有。専利 (特許 ; 意匠同) 権者が自然人、学校又は中小企業であるときは、特許年金の減額又は免除を請求することができる。 (専利法第 142 条 ; 同法第 95 条準用)

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年5月4日施行(2022年改正商標法) (一部の条項の施行開始日は未定)
	③地理的効力の範囲	台湾(澎湖、金門及び馬祖諸島を含む)
	④他国制度との関係	無。(商標法第4条)
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、団体商標、証明商標 (商標法第17条、第19条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、色彩商標、立体商標、ホログラム商標、動態商標、音響商標など、又はこれらの組合(商標法第18条) 注: 嗅覚、触覚、味覚等感知可能な標識についても登録できる可能性がある(非伝統商標)。
	⑦出願人資格	標章を使用し、又は使用する意思を有するもの(個人、法人) (商標法第2条、第27条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第22条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。「中華民国内」(台湾)に居所又は営業所の何れも有しない出願人は、公認の商標代理人を選任しなければならない。 (商標法第6条)
	⑪出願言語	中国語。外国語で記載された文書は要求に従い、その全部又は一部についての中国語翻訳文を提出しなければならない。 (商標法施行細則3)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録商標の公告日から10年間。10年ごとに更新できる。 (商標法第33条)
	⑬グレース・リオト <sup>o</sup>	有。中華民国政府が主催の又は公認の国際博覧会における登録出願商標を使用した商品又はサービスの展示の場合。期間は、展示した日から6月。(商標法第21条)
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 指定商品又はサービスの品質、用途、原料、産地又は関連する特性の説明のみからなるもの (2) 商品又はサービスに通用する標章又は名勝のみからなるもの (3) 識別性を有しない標章のみからなるもの (上記第1項～第3項は商標法第29条) (4) 商品又はサービスの効能を発揮するのに欠かせないもの (5) 中華民国の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の記章、官印、勲章又は外国の国旗と同一又は類似であるもの (6) 国父又は国家元首の肖像又は氏名と同一であるもの (7) 中華民国政府官庁又はその主催した展覧会の標章、若しくはその発給した賞牌、賞状と同一又は類似であるもの (8) 国際に跨った政府組織又は国内外の著名であり、公益性を有する機構の徽章、旗、その他の紋章、略語又は名称と同一又は類似し、公衆に誤認誤信させる虞があるもの (9) 品質管理又は認証表示に用いる国の標識、マークと同一又は類似し、また同一又は類似の商品又はサービスに使用を指定するもの (10) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの (11) 公衆にその商品又はサービスの性質、品質又は産地を誤認、誤信させる虞があるもの (12) 他人の同一又は類似する商品あるいはサービスに登録された商標又は先行出願商標と同一又は類似し、関連する消費者に混同誤認を引起す虞があるもの

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)
	<p>(13) 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認を生じさせる虞があるもの、若しくは又は著名な商標又は標章の識別性若しくは名誉を損なう虞があるもの</p> <p>(14) 他人が先に使用している同一又は類似する商品又はサービスの商標と同一又は類似し、その他人と契約、地縁、業務取引若しくはその他の関係で、その他人の商標が存在していることを知りながら出願人が模倣を意図して登録出願するもの</p> <p>(15) 他人の肖像又は著名な姓名、芸名、筆名、屋号を含むもの</p> <p>(16) 著名な法人、商号又はその他の団体の名称、関連する公衆に混同誤認を引起す虞があるもの</p> <p>(17) 商標が他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、判決確定となったもの</p> <p>(18) 中華民国又は外国のワイン又は蒸留酒の産地表示と同一又は類似し、且ワイン又は蒸留酒と同一又は類似の商品に使用を指定し、またその外国と中華民国が協定を締結しているもの、又は共同して国際条約に参加しているもの、もしくは相互にワイン又は蒸留酒の産地の保護を承認しているもの(上記第4項～第18項は商標法第30条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。(2003年4月29日法改正の条文が施行される前に登録された防護商標、防護役務標章、防護団体標章又は防護証明標章について、その登録時の規定に従う。) (商標法第102条)
⑯周知商標制度の有無	無。周知商標の保護登録制度はないが、台湾商標法においては他人の著名商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認させる虞があるもの若しくは著名商標又は標章の識別性若しくは名誉を損なう虞れがあるものは登録することができない、と規定されている。このため、台湾においては、著名商標又は標章と同一又は類似するものは登録が拒絶され、登録されることはない。(商標法第30条(11))
⑰一出願多区分制度の有無	有。一つの出願において、2つ以上の区分について同一の商標を登録出願することができる。(商標法第19条)
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査を経た出願について実体審査を行い、登録要件を満たす出願には許可査定を行う。(商標法第29条～第31条)
⑲審査請求制度の有無	無。
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
㉑出願公開制度の有無	無。
㉒異議申立制度の有無	有。何人も商標登録の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第48条)
㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人又は審査官は商標の無効を請求することができる。(商標法第57条)
㉔不使用取消制度の有無	有。3年。正当な理由なしに連続して3年を超えて使用されていない場合は、利害関係人は商標の取消を請求することができる。(商標法第63条(2))
㉕商標分類	国際分類(ニース分類、第10版)を採用している。(ニース協定は未加盟)(商標法施行細則19)
㉖図形的要素の分類	無。

①国名	Taiwan, Republic of China (TW) (台湾)	
	⑳譲渡要件	無。登録商標は、営業（事業）とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第 27 条)
	㉑費用単位 台湾ドル (TW\$)	[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示は、 標準(紙出願)/E-filing 出願料 3000 / 2700NT\$ (1 クラス、20 品目以下の商品の出願の場合) 3000 / 2700NT\$ (1 クラス、20 品目を超える商品の出願の場合。 この場合、20 品目を超える各品目につき 200NT\$を加算) 3000 / 2700NT\$ (35 類、5 品目以下の特定商品の小売サービス出願) 3000 / 2700NT\$ (35 類、5 品目を超える特定商品の小売サービス出願 の場合。この場合、5 品目を超える各品目につき 500NT\$を加算) 登録料 2,500 NT\$/類 [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 4,000 NT\$/類
	㉒料金減免措置の有無	無。※「証明標章」について、特定の場合に免除可能。(商標法第 80 条第 4 項)